介護保険
住宅改修について

対馬市役所 保健部長寿介護課

2016 年 1 月 1 日　（最終修正　2025 年 3 月 25 日）

目次

１．住宅改修について ---------- p. 3
２．支給対象となる改修内容 ----------p. 4
３．住宅改修の流れ ----------p. 4
４．支給限度基準額と要介護状態区分等との関係 ---------- p. 9
５．各改修項目について---------- p. 10
（１）手摺りの取り付け ---------- p. 10
① 手摺りの形状
② ねじを使用しない手摺りの取り付け
③ 埋め込み式手摺り
④ 可動式手摺り（着脱式手摺り・遮断機式手摺り等）
⑤ 手摺り取り付けのための下地補強
（２）段差解消について ---------- p. 10
① 段差解消の方法
② スロープの設置について
③ スロープ設置に付帯する工事
④ スロープの再改修
⑤ 浴槽の取り替え
⑥ ユニットバス工事
⑦ 浴室の段差解消の付帯工事
⑧ 母屋と離れの渡り廊下について
（３） 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ---------- p. 12
① 通路面の材料の変更
② 通路面の材料変更後の加工
③ 通路の新設
（４）開き戸から引き戸への変更 ---------- p. 12
① 支給対象とする工事
② 自動ドアへの変更
③ 壁を扉にする工事
④ 段差解消に伴う扉の取り替え
⑤ 扉の取り替えに付帯する工事（例：コンセントの移設）
（５） 洋式便器等への取り替え ---------- p. 13
① 洗浄機能等が付加される場合
② 水洗便器への変更

③　小便器から小便器への取り替え
④　ユニットトイレの取り扱い
⑤　居室等をトイレに改造する工事
⑥　外トイレを使用不可にし、屋内にトイレを新設する工事
⑦　トイレガードの設置
６．その他 ---------- p. 14
（１）一時的に身を寄せている住宅の改修
（２）住民票を残したまま他市に居住している被保険者の住宅改修
（３）転入前の住宅の改修
（４）施設入所者の自宅の改修
（５）グループホーム利用者の自宅の改修
（６）家族等が改修を行う場合
（７）申請の時効期間

※厚生労働省の資料等に基づき作成しておりますが、内容については今後変更されることがあります。

１．住宅改修について

要介護（支援）認定をもつ被保険者は、在宅生活を送る上で事故予防・本人の自立支援・介護者の負担軽減を目的とし、必要最小限な生活動線上の改修を行う際に介護保険の給付を受けることができます。介護保険住宅改修費の支給対象上限額は２０万円で、対象となる改修費のうち負担割合に応じた金額を差し引いた額（最大１８万円まで）を支給します。ただし、新築・増築時の改修に係るものは対象外です。また、住宅改修費の支給対象は「**２．支給対象となる改修内容**」のとおりです。**着工許可日より前に行った改修については保険給付の対象となりません。**

【注意事項】

・介護認定の有効期間内で改修を完了してください。
・入院中及び施設入所中の場合は改修できませんが、退院及び退所を前提とした改修は可能です。
・被保険者が入院、死亡した際の対応について
（ⅰ）在宅生活中に着工許可を受け、その後、容態の急変等で入院し、退院の見通しが立たない（施設入所する）場合
→入院日までに完成した部分が保険給付の対象となります
（ⅱ）在宅生活中に着工許可を受け、その後、自宅にて容態の急変で死亡した場合
→死亡時に完成している部分までが保険給付の対象となります
（ⅲ）退院の見通しが立ったため着工申請をし、許可を受けたが、急変し自宅に帰らずに死亡した場合
→改修が完成している場合でも保険給付の対象となりません。
・入院中及び施設入所中の一時帰宅や、子ども宅等への外泊といった一時的に利用する住宅への改修は認めません。
・1 つの住宅に複数の要介護者等がいる場合は、それぞれに 20 万円までの改修が可能です。
・趣味嗜好・リハビリ目的・老朽化のための改修は給付費の支給対象となりません。
・認定申請中に住宅改修を行った場合は介護度が決定してから支給申請を行ってください。なお、認定結果が非該当の場合は支給対象となりません。更新申請の場合は工事完了日が前回の認定有効期間内であれば通常通り支給申請を行えます。
・更新申請や区分変更申請により改修完了前に介護度が変化した場合は速やかに長寿介護課までご連絡下さい。連絡がない場合、一部減額もしくは給付対象外となることがあります。

２．支給対象となる改修内容

（１）手摺りの取り付け

（２）段差解消

（３）滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

（４）開き戸から引き戸への変更

（５）洋式便器等への取り替え

※（１）～（５）に付帯する工事も支給の対象となります

３．住宅改修の流れ

住宅改修を行うにあたって、必要な手続き等は次のとおりです。

また、住宅改修費の支給を受けるためには着工前に申請を行い、市の許可を得る必要があります。

（１）被保険者が住宅改修について介護支援専門員（ケアマネジャー）等の有資格者に相談

※有資格者とは、介護支援専門員（ケアマネジャー)、地域包括支援センター職員、福祉住環境コーディネーター２級以上、理学療法士及び作業療法士（高齢者のリハビリテーションを行う専門職）のことです。

（２）改修内容の決定

有資格者、工事業者、被保険者及び被保険者家族とで話し合い、改修内容を決定します。

※改修の内容を工事業者または被保険者だけで決定することはできません。次の（３）③に示す理由書の記載者は有資格者に限られるため、必ず事前に有資格者へ相談してください。

（３） 着工前の申請

着工申請に必要な書類は次のとおりです。様式は対馬市公式ホームページ（ホームページ→くらし・行政→医療・介護→介護保険→介護保険関係書式）からダウンロードできます。

① 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費着工申請書
（様式第 27 号（第 28 条関係））

② 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事内訳書
（様式第 28 号（第 28 条関係））

③ 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修理由書

（様式第 29 号（第 28 条関係））

※有資格者に記載していただく必要があります。（１）参照

④ 住宅改修平面図

⑤ 着工前写真

※写真撮影時の注意点については別途記載しています。

⑥ 対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修承諾書（賃借人）

（様式第 31 号（甲）（第 28 条関係）

⑦ 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承諾書（住宅・土地所有者）

（様式第 31 号（乙）（第 28 条関係）

※⑥⑦については、必要に応じてご提出下さい。

※令和７年３月１８日付けで居宅介護支援事業所に送付している「介護保険住宅改修着工許可申請にかかる注意事項」の提出は強制ではありません。一部作成し、説明を行った事業所と被保険者で一部ずつ保管してください。

【工事業者提出書類】

次の（ｉ）及び（ⅱ）は、受領委任払制度（工事事業者が給付対象改修費用のうち、利用者からは自己負担額分のみを受領し、残額については市から直接支給される制度）を利用するために必要な書類となります。

対馬市では、被保険者の負担軽減のため受領委任払制度を推奨しておりますので、ご協力くださいますようお願いします。

なお、提出は初めて住宅改修を行う事業者のみ必要となります。一度提出があれば２回目以降の改修時には不要です。

（ｉ）対馬市介護保険受領委任払制度にかかる取扱誓約書（様式第 1 号（第 3 条関係）

（ⅱ）対馬市介護保険受領委任払制度　代理受領にかかる届出書（様式第 2 号（第 3 条関係）

（４）結果の通知、着工

市が提出書類により、保険給付として適当な改修かどうか申請内容を確認後、結果を通知します。（この時点で送付される通知の内容は、工事の許可です。給付の決定を通知するものではありません）

結果の確認後、改修を行ってください。

※確認の際、必要に応じて建築専門職等へ協力をあおぎ、工事内容について検討する場合があります。

（５）着工後の申請

支給申請に必要な書類は次のとおりです。

① 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）
（様式第 5 号（第 7 条関係）
※受領委任払制度を利用しない場合には、「対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第 30 号（第 28 条関係）」での申請となります。

② 対馬市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事内訳書
（様式第 28 号（第 28 条関係）
③ 住宅改修平面図
④ 着工前写真
⑤ 着工後写真
※撮影時の注意点については別途記載しています。
⑥ 被保険者自己負担分の領収書（写し可）

（６）決定通知の送付、支給決定額の振り込み
内容に問題がなければ、決定通知書を被保険者へ送付します。
給付決定額の振り込みには２～３週間かかります。

各種申請書類記入例

記入例

様式第 27 号(第 28 条関係)

対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費着工申請書

令和７年４月１日

対馬市長　様

申請者　住所　対馬市豊玉町仁位３８０番地

氏名　　介護　太郎

フリガナ	カイゴ　タロウ	保険者番号	4 2 2 0 9 7
被保険者氏名	介護　太郎	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
生年月日	昭和１２年　３月　４日	性別	(男)・女
要介護状態区分	申請中　支(１・２)　介(１)・２・３・４・５)	負担割合	(1割)・2割・3割
住所	〒８１７－１２０１　電話番号　0920－58－1118 対馬市豊玉町仁位３８０番地		
住宅の所有者	介護　太郎　(本人との続柄　　)		
工事箇所及び理由	(手摺りの取付け) 便所・廊下・浴室・玄関・・・各１本 (段差解消) 踏み台の設置（玄関）		
施工予定事業者名	対馬住宅リフォーム		
工事予定額	１２１，０００円	工事期間(予定)	着工　令和７年　４月　１０日 完成　令和７年　４月　１２日

工事開始予定日の１週間から２週間程度前には申請書を提出していただくようお願いいたします。

※以下、保険者記入欄

保険料未納	有　・　無	生活保護受給	有　・　無	住宅改修費支給実績	有　・　無

上記申請について、下記のとおり決定してよろしいか伺います。

年　　月　　日

□支給・□不支給　　支給予定金額　　円

決裁	課長	課長補佐	係長	係	起案者	受付印

様式第29号（第28条関係）

対馬市介護保険被居宅介護（介護予防）住宅改修理由書

（Fl）

例

＜基本情報＞

利用者	被保険者番号	0000012345	年齢	○○歳	生年月日	明治・大正・昭和 11年 11月 11日	性別	□男 女
	被保険者氏名	介護 太郎	要介護認定（該当に○）	□申請中（新規・更新・区分変更）				
				□要支援1・2 □要介護1・2・3・4・5				
	住所	長崎県対馬市豊玉町仁位380番地						
	入院等の状況	☑なし □あり 病院・施設名		退院（所）予定 年 月 日				

作成者	調査確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日	
	所属事業所				
	資格	（作成者が介護支援専門員でないとき）			
	氏名				
	連絡先				

確認者	確認日	平成 年 月 日	評価欄	
	氏名			

＜総合的状況＞

利用の身体状況	介護支援専門員（ケアマネジャー）又は福祉住環境コーディネーター2級以上といった有資格者等が作成します。
介護状況	
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	

福祉用具の利用状況と

住宅改修後の想定	改修前	改修後
◎車椅子	□	□
◎特殊寝台	□	□
◎床ずれ防止用具	□	□
◎体位変換器	□	□
◎手すり	□	□
◎スロープ	□	□
◎歩行器	□	□
◎歩行補助つえ	□	□
◎認知症老人徘徊感知機器	□	□
◎移動用リフト	□	□
◎腰掛便座	□	□
◎特殊尿器	□	□
◎入浴補助用具	□	□
◎簡易浴槽	□	□
◎その他		
・＿＿＿＿	□	□
・＿＿＿＿	□	□
・＿＿＿＿	□	□

住宅改修が必要な理由書

(P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	① 改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況（…なので…で困っている）を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針（…することで…が改善できる）を記入してください	④ 改修項目（改修箇所）
排泄	□トイレまでの移動 □トイレ出入口の出入（扉の開閉を含む） □便器からの立ち座り（移乗を含む） □衣服の着脱 □排泄時の姿勢保持 □後始末 □その他（		□できなかったことをできるようにする □転倒等の防止、安全の確保 □動作の容易性の確保 □利用者の精神的負担や不安の軽減	□手すりの取付け （ ） （ ） （ ） （ ） （ ） （ ） （ ）
入浴	□浴室までの移動 □衣服の着脱 □浴室出入口の出入（扉の開閉を □浴室内での移動（立 □洗い場での姿勢保 （流体・流量 □浴槽の出入（立ち座 □浴槽内での姿勢保 □その他（			
外出	□出入口までの屋内 □上がりかまちの昇 □車椅子等、装具の □履物の着脱 □出入口の出入（扉の開閉を □出入口から道路 □その他（			の取替え
その他の活動			□転倒等の防止、安全の確保 □動作の容易性の確保 □利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担の軽減 □その他（ ）	□滑り防止等のための床材の変更 （ ） （ ） □その他 （ ） （ ） （ ） （ ）

介護支援専門員（ケアマネジャー）又は福祉住環境コーディネーター２級以上といった有資格者等が作成します。

介護　太郎　邸介護保険住宅改修工事内訳書

記入例

部屋名	部分	名称	内容（仕様）	対象部分				住宅改修の種類	算出根拠
				数量	単位	単価	金額		
便所	壁	木製手摺り	L＝50cm	1	本	5,000	5,000	手摺りの取付け	
廊下	壁	木製手摺り	L＝２m	1	本	20,000	20,000	手摺りの取付け	
浴室	壁	浴室用手摺り	L＝80cm	1	本	15,000	15,000	手摺りの取付け	
玄関	壁	屋外用手摺り	L＝50cm	1	本	9,000	9,000	手摺りの取付け	
		取付工賃		1	人	15,000	15,000		
							64,000		
玄関	床	段差解消に伴う踏み台の取付	60＊35＊18	1	個	30,000	30,000	段差解消	
		取付工賃		0.4	人	15,000	6,000		
							36,000		
		合計①					100,000		
		諸経費		10	%		10,000		
		合計②					110,000		
		消費税		10	%		11,000		
総合計							121,000		

介護　太郎　邸　介護保険住宅改修工事

例

（平面図）

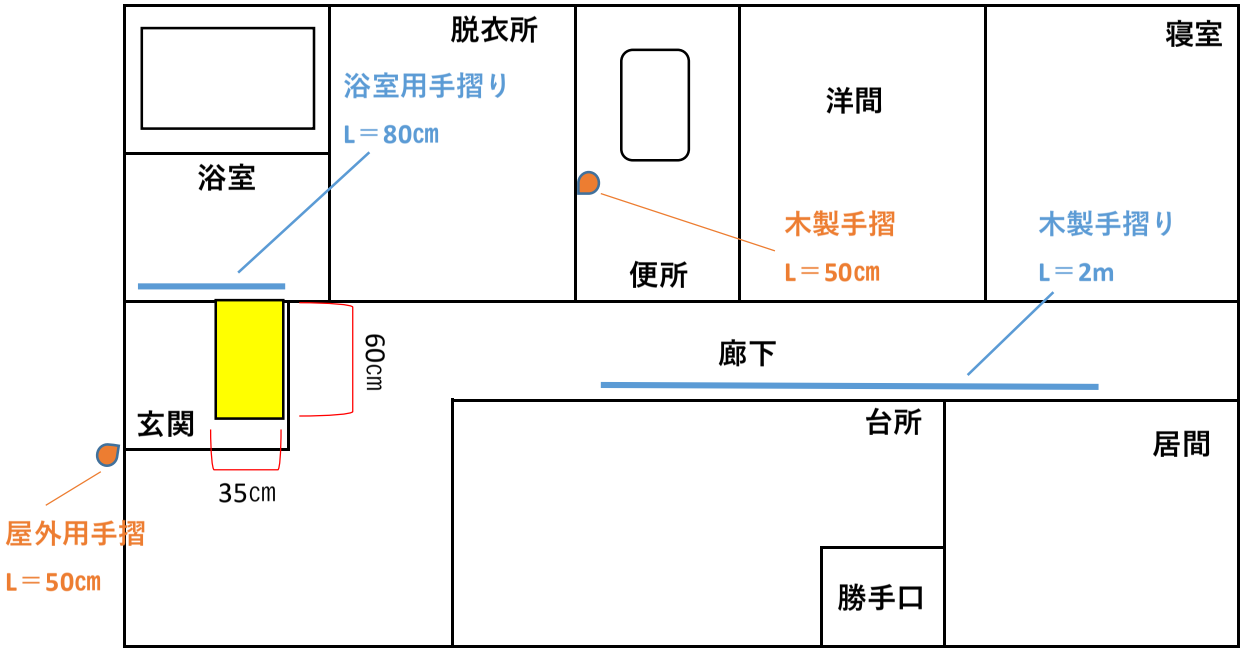

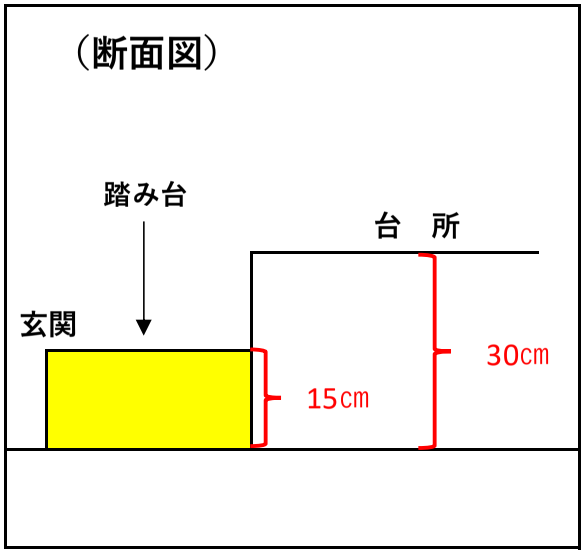

《住宅改修**着工前**写真撮影時の注意点》

（１） 次の４点を記載したボード等をおいて、はっきりと文字等が見えるように撮影してください。

【記載内容】

①被保険者氏名

②改修内容

③改修を行う住宅の所在地

④撮影日（理由書の現地確認日と同日または以降の日）

（ボード記載例）浴室の壁に 50 ㎝の手摺りを取り付ける場合

介護　太郎　様
浴室（壁）浴室用手摺り 50 ㎝
対馬市豊玉町仁位３８０番地
令和７年４月１日

（２） 手摺りを取付ける場合は、取付け予定箇所にテープを貼る、または写真にマーキングを行ってください

（３） 段差解消の場合は、必ずコンベックスまたは目盛りのついた尺をあて、全体と目盛りが見えるものを撮影してください。

（４） 浴槽取り替え工事の場合は、浴槽の深さ、また、洗い場から浴槽、浴槽から洗い場の両方向の跨ぎ高が分かる写真も撮影してください。

（５）内訳書、理由書、平面図に明記してある全改修箇所を撮影してください。

※改修箇所がはっきり分かるように撮影してください。

例

着工前写真

介護　太郎　様

寝室　手摺り取付け（改修前）

●改修前

・箇所　寝室　壁

・内容　手摺り取付け（L＝700 ㎜）

・数量　1 本

・住所　対馬市豊玉町仁位 380 番地

・撮影日　令和 7 年 4 月 1 日

記入例

様式第31号(甲)(第28条関係)

対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修承諾書(賃借人)

令和７年４月１日

住宅改修の承諾についてのお願い

(賃貸人)
住　所　対馬市豊玉町仁位３８０番地

氏　名　対馬　花子　様

(賃借人)
住　所　対馬市豊玉町仁位３８０番地

氏　名　介護　太郎　印

私が賃借している下記の住宅・土地の改修を、別紙「対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書」のとおり行いたいので、承認願います。

記

住宅・土地	名　称	対馬アパート
	所在地	対馬市豊玉町仁位３８０番地
	住宅名等	
住宅改修の概要	箇所・部位	手摺りの取付け（便所、廊下、浴室、玄関） 踏み台の設置（玄関）
	内　容	手摺りの取り付け、段差解消に伴う踏み台の設置

承　諾　書

上記について、承諾します。

（なお、）

令和７年４月１日

(賃貸人)
住　所　対馬市豊玉町仁位３８０番地

氏　名　対馬　花子　印

電話番号　０９２０－５３－６１１１

注意

1　賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に２通提出してください。
　賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、１通を賃借人に返還し、１通を保管してください。

2　承諾にあたっての確認事項等があれば、「なお、」の後に記載してください。

記入例

様式第31号(乙)(第28条関係)

対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修承諾書(住宅・土地所有者)

令和７年４月１日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)
住　所　対馬市豊玉町仁位３８０番地

氏　名　対馬　花子　　印

私は、下記表示の住宅・土地に、(被保険者氏名)　介護　太郎　が、別紙「対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾します。

記

住宅・土地	名　　称	対馬アパート
	所　在　地	対馬市豊玉町仁位３８０番地
	住宅名等	
住宅改修の概要	箇所・部位	手摺り（便所、廊下、浴室、玄関）踏み台（玄関）
	内　　容	手摺りの取り付け、段差解消に伴う踏み台の設置

※改修箇所が複数あり記入が難しい場合は
「別紙　住宅改修費着工申請書」のとおりと記載していただいて構いません

記入例

様式第 30 号(第 28 条関係)

対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

フリガナ	カイゴ　タロウ	保険者番号	4 2 2 0 9 7
被保険者氏名	介護　　太郎	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
生年月日	昭和１２年　３月　４日	性別	(男)・女
要介護度	申請中　支(１・２)　介(1)・２・３・４・５)	負担割合	(1割)・2割・3割
住所	〒８１７－１２０１　対馬市豊玉町仁位３８０番地　電話番号０９２０－５８－１１１８		
住宅の所有者	介護　太郎　（本人との続柄　　）		

改修の内容並びにその箇所及び規模 ☑手摺りの取付け　□すべり防止 □引戸等への取替え　□洋式便器等への変更 ☑段差解消　□床・通路面の材料変更	施工事業者	対馬住宅リフォーム
	着工日	令和７年４月１０日
	完成日	令和７年４月１２日

改修費用額	１２１，０００円	支給申請額	１０８，９００円

対馬市長　　様

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。

令和７年　　４月　　１２日

申請者　　住　　所　対馬市豊玉町仁位３８０番地

氏　　名　介護　太郎

電 話 番 号　０９２０－５８－１１１８

注意　　領収証、工事費内訳書及び改修前後の写真を必ず提出してください。提出がない場合は、一切支給できなくなります。

居宅介護（支援）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄(被保険者の口座)	ゆうちょ　(銀行)・農協・信用金庫・信用組合	本店・七六八・(支店)・出張所	種目	口座番号	
	金融機関コード	店舗コード	(1)普通預金 2 当座預金 3 その他	1 2 3 4 5 6 7	
	9 9 0 0	7 6 8			
	フリガナ	カイゴ　タロウ			
	口座名義人	介護　太郎			

記入例

様式第5号(第7条関係)

対馬市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書（受領委任払用）

フリガナ	カイゴ　タロウ	保険者番号	4 2 2 0 9 7
被保険者氏名	介護　太郎	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
生年月日	昭和　１２年　３月　　４日	性別	(男)・女
要介護状態区分	申請中　支(1・2)　介(1)・2・3・4・5)	負担割合	(1割)・　２割　・　３割
住所	〒８１７－１２０１　　電話番号０９２０－５８－１１１８ 対馬市豊玉町仁位３８０番地		
住宅の所有者	介護　太郎　　(本人との続柄：　　)		

改修の内容並びにその箇所及び規模 ☑手摺りの取付け　□すべり防止 □引戸等への取替え　□洋式便器等への変更 ☑段差解消　□床・通路面の材料変更	施工事業者	対馬住宅リフォーム
	着工日	令和　７年　４月　１０日
	完成日	令和　７年　４月　１２日
改修費用額	１２１，０００円	

対馬市長　　様

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。
また、当該申請にかかる給付費の受領を下記の受取事業者に委任します。

令和　７年　　４月　　１３日

申請者　　住　　所　対馬市豊玉町仁位３８０番地

氏　　名　介護　太郎　　㊞

電 話 番 号　０９２０－５８－１１１８

受取事業者	事業者名：対馬住宅リフォーム 住　　所：対馬市厳原町国分１４４１番地

注意　　領収証、工事費内訳書及び改修前後の写真を必ず添付してください。
　　添付がない場合は、一切支給できなくなります。

※以下、保険者記入欄

保険料未納	事業者登録	添付書類		
□有　・　□無	□有　・　□無	□工事内訳書・□見取図・□写真・□領収書（写）		
改修費用額	給付対象改修費用額	自己負担額	給付実績	給付上限額
支給決定額	円			

《住宅改修着工後写真撮影時の注意点》

（１） 次の４点を記載したボード等をおいて、はっきりと文字等が見えるように撮影してください。

【記載内容】

①被保険者氏名

②改修内容

③改修を行う住宅の所在地

④撮影日

（ボード記載例）浴室の壁に 50 ㎝の手摺りを取り付ける場合

介護　太郎　様
浴室（壁）浴室用手摺り 50 ㎝
対馬市豊玉町仁位３８０番地
令和７年４月１日

（２） 段差解消の場合は、着工前と同様に必ずコンベックスまたは目盛りのついた尺をあて、どれほど段差が解消されたか分かるように撮影してください。また全体と目盛りが見えるもの両方を提出してください。

（３） 浴槽取り替え工事の場合は、浴槽の深さ、また、洗い場から浴槽、浴槽から洗い場の両方向の跨ぎがどれほど解消されたか分かる写真も撮影してください。

（４） 踏み台および階段を設置される場合は、金具等で固定されていることが分かる写真も撮影してください。

（６）内訳書、理由書、平面図に明記してある全改修箇所を撮影してください。

（７）着工前写真撮影時と同じ方向、同じ角度で撮影してください。

※改修箇所がはっきり分かるように撮影してください。

例

着工前後写真

介護　太郎　様

寝室　手摺り取り付け（改修前）

●改修前
・箇所　寝室　壁
・内容　手摺り取付け（L＝700 ㎜）
・数量　１本
・住所　対馬市豊玉町仁位 380 番地
・撮影日　令和７年４月１日

寝室　手摺り取り付け（改修前）

●改修後
・箇所　寝室　壁
・内容　手摺り取付け（L＝700 ㎜）
・数量　１本
・住所　対馬市豊玉町仁位 380 番地
・撮影日　令和７年４月１０日

記入例

様式第1号(第3条関係)

対馬市介護保険受領委任払制度に係る取扱誓約書

令和７年　４月　　１０日

対馬市長　　様

（申請者）　住所対馬市厳原町国分1441番地
事業者名称　　対馬住宅リフォーム
代表者氏名　　対馬　太郎　　印

対馬市介護保険受領委任払制度に関して、代理受領に係る届出を行うにあたり、下記の各事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

1　福祉用具購入費又は住宅改修費のサービスの提供に際しては、関係法令、通達、及び対馬市の要綱等を遵守すること。

2　事業にあたっては、対馬市、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

（受給資格の確認等）

3　居宅要介護等被保険者から、対馬市介護保険受領委任払制度にて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって対馬市の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定を受けていること、さらに給付制限を受けていないことを確認すること。

（指導・調査等）

4　関係法令、通達、本市の要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

（届出の取消等）

5　この遵守事項に違反した場合、又は不正な手段により代理受領に係る届出を行った場合、市長が直ちに当該届出を取り消しすること、また、以後市長が定める取消期間中は届出を行うことができないことについて、異議を唱えないこと。

（賠償責任）

6　事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、居宅要介護等被保険者等に対してその損害を賠償すること。

（秘密保持）

7　事業所の職員は、業務上知り得た居宅要介護等被保険者等又はその家族の秘密を保特すること。また、職員であった者に、業務上知り得た居宅要介護等被保険者等又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とすること。

（その他）

8　届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。

記入例

様式第２号(第３条関係)

対馬市介護保険受領委任払制度　代理受領に係る届出書

令和７年　４月　１０日

対馬市長　様

（申 請 者）　住所　　対馬市厳原町国分1441番地
事業者名称　　対馬住宅リフォーム
代表者氏名　　対馬　太郎

次のとおり、福祉用具購入費・住宅改修費の受領委任について申し出ます。
なお、対馬市介護保険受領委任払実施要綱に基づき、私が受ける給付費については、下記の口座へ振り込んでください。

事業所名称	対馬住宅リフォーム
ふりがな	つしま　たろう
代表者氏名	対馬　太郎
事業所の所在地	〒８１７―００２２ 対馬市厳原町国分１４４１
電話番号	０９２０－５３－６１１１

代理受領に係る登録口座														
ゆうちょ　信用金庫　銀行　組合　　七六八　本店　支店　出張所								種目	(1) 普通預金　2　当座預金					
								口座番号						
金融機関コード	9	9	0	0	店舗コード	7	6	8	9	8	7	6	5	4	3
フリガナ	ツシマ　タロウ														
口座名義人	対馬　太郎														

４．支給限度額と要介護状態区分等との関係

介護保険住宅改修費の支給対象上限額は２０万円となっていますが、以下の（１）、（２）のいずれかの条件を満たす場合には、改めて２０万円を上限に支給の対象となります。

（１）転居した場合

（２）初めて住宅改修を行った際の着工日時点での要介護区分から、再度住宅改修を行った際の改修完了日時点の要介護区分が三段階以上あがった場合（**一回のみ**）

※ 下表参照

介護の必要の程度の段階	要介護状態区分	再度支給対象となる要介護状態区分
第六段階	要介護５	×
第五段階	要介護４	×
第四段階	要介護３	×
第三段階	要介護２	要介護５
第二段階	要支援２または要介護１	要介護４
第一段階	要支援１	要介護３

※平成１８年４月１日より前の「要支援」は第一段階と同じ扱いになります。

５．各改修項目について

住宅改修の対象となる項目は、次の（１）～（５）となっており、各項目の説明や注意点については次のとおりです。

（１） 手摺りの取り付け

① 手摺りの形状

被保険者の状態に応じて適切な手摺りを選択すること（円柱型・棚状のもの等も支給対象）

② ねじを使用しない手摺りの取り付け

住宅改修における手摺りの取り付けは、ねじで固定することが必要である。しかし、特許を取得した固定剤で固定するならば支給対象とする。

③ 埋め込み式手摺り

壁に手摺り取り付け用の溝を作り、手摺りを設置する工事については、保険者が適当と認める場合において支給対象とする。（例：被保険者は体調により車椅子の使用も必要であるが、通常の手摺りでは車椅子の走行が困難となる場合）

④ 可動式手摺り（着脱式手摺り・遮断機式手摺り等）

理由書に必要性が明記されていて、保険者が必要と認めた場合は支給対象とするが、使い方を誤ると可動部分を原因とする事故が起こる可能性があるため取り付けの場合は必ず検討すること。また、着工申請時に取り付け予定の可動式手摺りのパンフレットを添付を必須とする。

⑤ 手摺り取り付けのための下地補強

手摺り取り付けのため設置部分の補強・壁の貼り替えは支給対象とする。ただし、補強に伴い壁全体を張り替える場合は対象外とする。

（２）段差解消について

① 段差解消の方法

基本的な段差解消の方法として床の嵩上げ、踏み台の設置、スロープの設置がある。段差緩和のため式台の設置や一つの段差を二段にするといった方法も支給対象とする。ただし、踏み台・スロープ・式台等において、持ち運びが容易なものは支給対象外である。かならず、金具や特許を取得した固定材等で固定すること。

※支給申請時には固定されていることが確認できる写真の提出が必要となる。

② スロープの設置について

スロープ設置の際は幅員１．２ｍ以内とし、勾配について留意すること。

※勾配の目安は下表参照

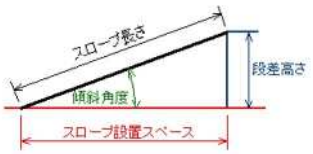

段差高さ / スロープの長さ	5 cm	10 cm	15 cm	20 cm	25 cm	30 cm	40 cm	50 cm	60 cm	70 cm	80 cm	90 cm	1.0 m
スロープ 40cm	7°	14°	22°										
スロープ 60cm	5°	10°	14°	19°									
スロープ 90cm	3°	6°	10°	13°	16°	19°							
スロープ 1.2m	2°	5°	7°	10°	12°	14°	20°						
スロープ 1.5m	2°	4°	6°	8°	10°	12°	15°	19°					
スロープ 1.8m		3°	5°	6°	8°	10°	13°	16°	19°				
スロープ 2.1m		3°	4°	5°	7°	8°	11°	14°	17°	20°			
スロープ 3.0m			3°	4°	5°	6°	8°	10°	12°	13°	15°	17°	19°

使用するスロープの長さと段差高さの交わったところがスロープの傾斜角度です。
（例）段差30ｃｍの場所に1.8mのスロープを利用した場合の傾斜角度は約10度となります。

傾斜角度１０度（基本の角度）：段差の約６倍の長さのスロープ

傾斜角度１５度（狭い場所等）：段差の約４倍の長さのスロープ

傾斜角度５度（自走用）：段差の約１２倍の長さのスロープ

③　スロープ設置に付帯する工事

スロープ設置に際し既存の床を解体する場合は、スロープ設置の付帯工事であるため支給対象とする。

④　スロープの再改修

被保険者に身体的変化が生じ、既存のスロープでは対応できない場合に限り、新規設置のため既存のスロープ・周囲のブロック・犬走り等を撤去する費用、それらの撤去に係る諸費用（ガラ処分のための運搬・ガラの捨て場代等）、工事全般にかかる諸材の運搬・片付けの費用、この全てについて支給対象とする。

⑤　浴槽の取り替え

段差解消に伴う浴槽の取り替えは、脱衣所と洗い場の段差解消のため洗い場の嵩上げをした際、洗い場から浴槽の底までの高低差が増し浴槽への出入りが困難になるため、また、浴槽のみの取り替えについては洗い場から浴槽までの高さを段差とみなすため、このそれぞれについて支給対象とする。

⑥　ユニットバス工事

従来の浴室を改修するのではなく、ユニットバス（天井、壁、床、浴槽が一体のもの）に改修する際は個々の工事費用を按分し、住宅改修の対象項目の算定ができれば支給対象とする。

⑦　浴室の段差解消の付帯工事

「洗い場の嵩上げを行うと水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなるため、蛇口の変更

をする」といった段差解消によって生じる問題の改善工事は支給対象とする。しかし、このような付帯工事については各被保険者の生活環境によるため、支給対象か否か保険者の判断を仰ぐこと。

⑧　母屋と離れの渡り廊下について

（ｉ）母屋と離れ（トイレや風呂）が屋根でつながっている（屋根はつながっているため新設しない）場合

→２つの建物の間に渡り廊下と手摺りを設置するといった工事は対象とする。

（ⅱ）母屋と離れ（トイレや風呂）が軒を隔てて隣接している場合

→屋根や側壁の改修は対象外、渡り廊下は段差解消にあたるのであれば対象とする。

（３）滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

①　通路面の材料の変更

変更の材料としては、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、煉瓦舗装等が考えられる。また、転倒防止のためゴム製の床材を強力な接着剤などで貼り付けることも支給対象とする。加えて、通路面の舗装に伴い路盤の整備をすることも付帯工事とみなし支給対象とする。

②　通路面の材料変更後の加工

通路面について、滑り防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や、移動円滑化のための加工（土舗装の転圧など）も支給対象とする。

③　通路の新設

被保険者の身体機能の変化により、既存の通路では生活ができなくなった場合における、通路の新設は支給対象にならない。

例：移動の円滑化「下肢筋力低下により、玄関から道路までの移動が既存の通路では困難なため、玄関から庭を横切って道路に至るまでの通路を新設する等

（４）　開き戸から引き戸への変更

①　支給対象とする工事

（ｉ）開き戸から引き戸、開き戸からアコーディオン、折れ戸等への変更、取手の交換等の扉の取り替え、変更

（ⅱ）扉の変更に伴い開口を広げる改修

（ⅲ）既存の扉を、対象者の身体状況に合わせ、右（左）開きから、左（右）開きに変更

（ⅳ）戸の滑りをよくするための改修（戸車の設置等）

（ⅴ）扉を取り除く改修

（vi）引き戸から引き戸への扉の変更（既存の引き戸が重く、被保険者にとって開閉が容易でない場合等）

②　自動ドアへの変更

引き戸等の扉の取り替えに際し自動ドアとした場合、自動ドアの動力部分の設置は支給対象外である。

③　壁を扉にする工事

部屋の壁を壊し新たに扉を設置する改修は原則対象外である。しかし、被保険者の身体状況により扉位置の変更がないと移動や福祉用具導入に支障が生じる等の場合で、新たに扉を新設する方が扉位置の変更等に比べて費用がかからない場合には、支給対象となる。ただし、扉新設のために壁を取り壊す費用は支給対象にはならない。

④　段差解消に伴う扉の取り替え

段差解消のために既存の扉を新調しなければならない場合、段差解消に付帯する工事として支給対象とする。

⑤　扉の取り替えに付帯する工事（例：コンセントの移設）

開き戸を引き戸に変える工事で、引き戸を引く壁面にコンセントがあり、引き戸を引く際に支障がある場合、コンセントの取り外しから配線を含む工事費全てにおいて支給対象とする。

（5）洋式便器等への取り替え

①　洗浄機能等が付加されている場合

和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取り替えは支給対象とするが、理由書に必要性が明記され、保険者が適当と判断した場合に限る。

ただし、既に洋式便器である場合にこれらの機能の付加は認めない。また、コンセント設置等の電気工事費は対象外とする。

②　水洗便器への変更

非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は支給対象外とする。

③　小便器から小便器への取り替え

洋式便器では小便ができない要介護高齢者で、現状の小便器の高さ、大きさが合わず介護を要している場合、適当な小便器への取り替えも支給対象とする。

④　ユニットトイレの取り扱い

和式トイレをユニットトイレに変更する場合、対象となる部分が按分できれば支給対象とする。

⑤　居室等をトイレに改造する改修

居室等の一角をトイレに改造し洋式トイレを設置する場合、既存のトイレを使用不可能な状態にするのであれば支給対象とする。その場合、居室からトイレスペースへの改造に係る壁や扉等の設置費用、既存のトイレを使用不可能な状態にするための工事費は支給対象外とする。また、既存のトイレを使用不可能にした写真の提出が必要。申請の際は必ず保険者に判断を仰ぐこと。

⑥　外トイレを使用不可にし、屋内にトイレを新設する改修

屋内にトイレがなく、外トイレしかない場合、既存の外トイレを使用不可能な状態にするのであれば支給対象とする。その場合⑥と同様に、トイレスペースの改造に係る壁や扉等の設置費用、外トイレを使用不可能な状態にするための工事費は支給対象外とする。また、外トイレを使用不可能にした写真の提出が必要。

工事の際は必ず保険者の判断を仰ぐこと。

⑦　トイレガードの設置

洋式便器への取り替えを行い手摺り取り付けの代わりに肘掛け部分等のついた「トイレガード」を設置する場合、洋式便器と一体で使用するもので、工事を伴うものであれば支給対象とする。

６．その他

上記１～５に示すもの以外については、次のとおりです。

※ここでいう住所地とは、住民票に記載されている住所をいいます。

（１）一時的に身を寄せている住宅の改修

介護保険の住宅改修は、住所地の住宅のみが対象となる。そのため、一時的に身を寄せている場合（子等の住宅等）、その住宅に住所地が移されていなければ支給対象外となる。

（２）住民票を残したまま他市に居住している被保険者の住宅改修

住所地の住宅改修のみが対象となるため、永住する場合であっても支給対象外である。

（３）転入前の住宅の改修

他市から対馬市へ転入するに先立ち住宅改修を行う場合、被保険者の身体上の事情から転入前の工事が必要と認められること。また、転入前の市町村で工事着工日および完成日を有効期間に含む要介護認定を受けており、着工前に対馬市に着工申請を行うこと。加えて、工事完成後２週間以内に転入し、居住の事実があり、転入後２週間以内に支給申請を行う必要がある。

（４）施設入所者の自宅の改修

施設入所者が自宅へ外泊する場合であっても、施設入所者の生活の拠点は施設にあるので、住宅改修は支給対象外となる。

また、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者（入所者）で、住所

地が自宅にある場合、介護保険上は在宅扱いであるが、生活実態は自宅にないため施設同様住宅改修費は支給対象外となる

（５）家族等が改修を行う場合

① 被保険者が自ら材料を購入し、本人又は大工を営む家族等が改修する
② 同居していて大工を営む家族
③ 別居していて大工ではない家族
④ 別居しているが、被保険者と生計を同一にしている家族
⑤ 別居していて大工を営む家族

※①～④については、材料費のみを支給対象とする。
⑤については材料費・賃金ともに支給対象とする。

（６）申請の時効期間

着工申請･･･対馬市では申請書の有効期間を着工許可日から６か月とする。これを過ぎる場合には一度申請を取り下げ、再度着工申請を行うこと。ただし、ケアマネジャー等の判断により、申請時から被保険者の身体状況に変化が無く、当時の理由書が適当と判断された場合には期間後も申請書は有効である。

※着工申請書を提出後、審査段階において着工までに３か月を超える場合には提出された書類一式を返却します。後日、適正な期間に再度申請をしてください。

支給申請･･･領収日から２年

※着工、支給申請書類の差し替え依頼から１か月以上提出がない場合は書類一式を返却いたします。

※年度末に着工申請を提出する場合で予算が確保できない場合には、翌年度に入り予算確保後の着工許可になります。また、着工許可後の支給申請においてはできる限り年度内での提出をお願いします。